

令和2年5月1日

各位

石巻商工信用組合

「新型コロナウイルス感染症対応資金」（実質無利子・無担保融資）  
の取扱い開始について

石巻商工信用組合では、新型コロナウイルス感染症により、売上の減少などの影響を受けられた中小・小規模事業者の皆さまへの円滑な資金繰りの支援のために創設されました、実質無利子（利子補給・保証料補助）・無担保融資の「新型コロナウイルス感染症対応資金」（宮城県制度融資）の取扱いを、令和2年5月1日（金）より開始しましたのでお知らせいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応資金

- ・セーフティネット保証4号
- ・危機関連保証
- ・セーフティネット保証5号

2. 対象者

新型コロナウイルス感染症による影響拡大により売上高が減少した当組合営業区域内の  
中小事業者等

3. 制度融資の内容

別紙「新型コロナウイルス感染症対応資金」融資制度概要の通りとなります。

※詳しい内容等につきましては、各営業店へお気軽にお問合せください。



石巻商工信用組合

本店営業部	0225-95-3331	中里支店	0225-96-2075	飯野川支店	0225-62-2311
前谷地支店	0225-72-3079	松島支店	022-354-3426	豊里支店	0225-76-3024
湊支店	0225-96-8311	矢本支店	0225-82-6866	登米支店	0220-52-3252
蛇田支店	0225-93-8081	大街道支店	0225-95-9511	渡波支店	0225-25-0855

“ 別 紙 ”

「新型コロナウイルス感染症対応資金」融資制度概要

	セーフティネット保証 4号	危機関連保証	セーフティネット保証 5号
融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として、 <u>最近1ヶ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少</u> しており、かつ、その後の2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として、 <u>最近1ヶ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少</u> しており、かつ、その後の2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方	指定業種に属する事業を行っており、 <u>最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少</u> している方 ※2月以降直近3ヶ月間の売上高等が算出できるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等の見込みを含む3ヶ月間の売上高等でも可
	上記の要件に該当し、市町村の認定を受けた当組合営業区域内の中小企業者等		
融資金額	3,000万円以内		
資金使途	運転資金・設備資金		
融資利率	1.30%（固定金利） ※下記の対象要件に準じた利子補給制度を利用できます。		
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）		
担保	不 要		
連帯保証人	宮城県信用保証協会 法人：原則代表者（経営者保証免除対応の場合、保証料0.2%上乘せ） 個人事業者：不要		
保証料	0.85%（経営者保証免除対応の場合0.2%上乘せ） ※下記の対象要件に準じた保証料補助制度を利用できます。		

※利子補給・保証料補助の対象要件

	売上高減少率	利子補給	保証料補助
(※1) 小規模個人事業主	5%以上	3年間全額 (金利実質ゼロ)	全期間全額 (保証料ゼロ)
小・中規模事業者 (上記を除く)	15%以上	3年間全額 (金利実質ゼロ)	全期間全額 (保証料ゼロ)
	5%以上	なし	全期間2分の1

(※1) 常時使用する従業員の数が20人（宿泊業及び娯楽業を除く商業又はサービス業を事業とする事業者については5人）以下